

第2回古平町議会臨時会 第1号

平成26年2月17日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第 3号 平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事請負契約の変更について
- 5 議案第 4号 古平町高齢者複合施設（高齢者住宅部門）の指定管理者の指定について
- 6 議案第 5号 古平町水産物流通荷さばき施設の指定管理者の指定について

○出席議員（8名）

議長10番	逢見輝統君	3番	中村光広君
4番	本間鉄男君	5番	堀清君
6番	高野俊和君	7番	木村輔宏君
8番	真貝政昭君	9番	工藤澄男君

○欠席議員（2名）

1番	鶴谷啓一君	2番	岩間修身君
----	-------	----	-------

○出席説明員

町	長	本間	順司君
副町	長	田口	博久君
教育	長	成田	昭彦君
総務課	長	小玉	正司君
会計管理者		白岩	豊君
財政課	長	三浦	史洋君
保健福祉課	長	佐藤	昌紀君
産業課	長	村上	豊君
建設水道課	長	本間	好晴君
幼児センター	長	宮田	誠市君
教育次	長	佐々木	容子君
総務係	長	高野	龍治君
財政係	長	人見	完至君
水産係	長	田名辺	信行君

○出席事務局職員

事務局 長
議事係主任兼総務係主任

藤 田 克 禎 君
野 村 忠 弘 君

開会 午前10時00分

○**議会事務局長（藤田克禎君）** それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員8名が出席されております。

1番、鶴谷議員、2番、岩間議員につきましては、所用により欠席との連絡が入っております。説明員は、町長以下14名の出席でございます。

以上でございます。

◎開会の宣告

○**議長（逢見輝統君）** ただいま事務局長の報告どおり8名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成26年第2回古平町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝統君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（逢見輝統君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、8番、真貝議員及び9番、工藤議員のご両名をご指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○**議長（逢見輝統君）** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（逢見輝統君）** 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○**議長（逢見輝統君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成25年度1月分の例月出納検査結果、平成26年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会結果の2件でございます。

内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第3号

○議長（逢見輝続君） 日程第4、議案第3号 平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第3号 平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事請負契約の変更について提案理由の説明をいたします。

別冊でお配りしております議案説明資料の1ページをお開き願います。このたびの契約の変更内容ですが、産廃物等の発生材の量について実際に工事で行われた産業廃棄物の処理量について設計と差異がございましたので、その分を契約金額から減額するものであります。説明資料の1ページ、下段のほうに変更内訳と書いておりますが、一番大きいのは処分費でございます。処分費で338万6,000円かからなかったということになります。この多くは、モルタルの量が設計よりも実際に処分した量が少なかった。それで、このモルタルの処分料の単価が高額な単価であったために一番影響を受けたということになります。そのほか、積み込みに関しても39万5,000円、それから運搬についても62万6,000円、それと鉄だとか再利用できるものについて有価物として処理してございます。売払収入とそれに係った経費の差し引きでさらに12万7,000円、売払収入のほうが多かったためにここではマイナス要素となっております。それが12万7,000円。合計しまして453万4,000円、契約金額よりかからなかったということで今回これの整理をするものです。資料の上段には、全体の設計に影響を及ぼしている部分についての説明をしております。建築主体工事のほうで影響が出ております。それと、諸経費、税等を合わせまして合計497万7,000円の差異が出ております。中段につきましては、入札、落札率の関係を計算してございます。さらに、枠の中にございますのは古平町と古平福祉会の共同で発注している部分ですので、そちらの割合に応じて古平町の契約金額を割り出してございます。

それでは、議案のほうにお戻り願います。平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事請負契約の変更について。

次のとおり変更いたします。1、工事名としまして、平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事。

2、契約金額、変更前、4億2,446万8,223円、変更後、4億2,030万7,975円。

契約の相手方、住所、古平郡古平町大字港町3番地、氏名、株式会社福津組代表取締役社長、福津隆範。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第3号 平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号

○議長(逢見輝統君) 日程第5、議案第4号 古平町高齢者複合施設(高齢者住宅部門)の指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、議案第4号につきましては7番、木村議員に直接の利害関係のある事件であると認められ、地方自治法第117条の規定によって除斥に該当いたしますので、退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(7番 木村輔宏退席)

休憩 午前10時09分

再開 午前10時09分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) ただいま上程されました議案第4号 古平町高齢者複合施設(高齢者住宅部門)の指定管理者の指定について提案理由を説明いたします。

これは、地方自治法第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、説明資料の2ページをお開き願います。まず、この指定管理について時系列的にご説明いたしますと、去る1月17日にこの施設の管理について適当と思われる社会福祉法人古平福祉会のほうに指名通知をいたしております。その後、古平福祉会のほうから規定に基づいて指定申請書が2月3日に当町に届けられております。その日が受け付けとなります。その後、町長より条例に基づきまして選定委員会のほうに諮問をいたしまして、選定委員会が2月10日に開催されております。資料2については、その選定委員会の候補者選定結果について資料をつけてございます。

まず、左側ですが、指定管理者候補者の住所、氏名、①、古平町高齢者複合施設(高齢者住宅部門)、住所、古平郡古平町大字歌棄町244番地、氏名、社会福祉法人古平福祉会理事長、木村輔宏。

この選定委員会については2件の選定諮問がございましたので、同時に行っております。私のほうで選定委員会の結果について一括説明させていただきます。2つ目として、古平町水産物流通荷さばき施設、住所、古平郡古平町大字入船町14番地、氏名、東しゃこたん漁業協同組合代表理事、杉山賢。

2、申請期間、平成26年1月17日から平成26年2月7日まで。

3、選定委員会、(1)として開催日時、平成26年2月10日午後1時26分から午後4時35分まで。
(2)として選考委員、委員長として副町長、田口博久、これは条例で決まっております。委員、条例で決まっている委員として総務課長、小玉正司、財政課長、三浦史洋、それから関係課長として産業課長、村上豊、保健福祉課長、佐藤昌紀の5名が選考委員でございます。

4、審査方法、(1)として形式審査、申請書類の審査でございます。条例、それから申請要綱等に記載されている書類等が具備されているかの形式的な審査でございます。全てそろっているという判定でございます。(2)としまして評価審査、これは提出された申請書類に記載された内容について評価審査したものでございます。審査の選考基準、審査項目に従い、要件を満たしているかについて評価しております。

その評価内容について右側に記載してございます。審査項目別評価表、まず1つ目としまして、条例第4条第1号に記載されている平等な施設利用が確保されているかということで、選定委員会で決めた審査項目の1つ目として、利用者の平等な利用が確保されているか、これについては高齢者複合施設、それから水産物流通荷さばき施設、両方とも確保されているとしてマルで評価されてございます。条例第4条の2つ目として、利用料金の設定等に不平等な取り扱いが行われるおそれがないかという審査項目に対して、高齢者複合施設では不平等な取り扱いはないというふうに評価してマルとしております。水産物流通荷さばき施設については、ここはそもそも該当しない項目として審査してございません。

大きく2つ目、第4条の第2号、事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであることという選定基準で、審査項目は3つ設けております。まず、1つ目が仕様書に沿って効果的かつ効率的な運営が期待できること、これの評価については両施設ともマルという……

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 大項目2つ目の②、法令等との適合性が図られており、安全で確実な管理運営が期待できることとして、これも法令等が遵守されているとしてマルという評価をしております。それから、3つ目、質の高いサービス提供が期待できること、これについても評価はマル。

それから、第4条第3号、事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していることとして4つの項目を設定しております。1つ目が業務処理を安定して行うための能力を有していること、これについても評価はマル。それから、スタッフ配置体制及びスタッフ教育、訓練が充実していること、これも評価はマルです。それから、利用促進の方策が有効かつ実現性のあるものであること、これも評価はマルです。それから、法令遵守能力等を有しているか、これも

評価はマルです。

それから、4つ目、収支計画書の内容が施設の管理経費の縮減が図られるものであること、1つ目としましては古平町が支払う指定管理料が妥当であること、この指定管理料については申請書類で240万円、内容としましては管理人を配置する経費分として240万円というものが出てきております。この経費につきましては、当町が指名する段階でも当町がこの施設を管理運営する上で一番大事な部分として捉え、その分の指定管理料というものは当初より計画していたものでありますので、これも妥当、マルという評価を出したものについては、代替の職員等の部分について本来であればプラスアルファの経費がかかるものについて、申請をいただいた法人は内部のほうでいろいろと職員の回しだとか、そういうことで不足の部分をかからないような計画を立てておりますので、妥当な金額と判断しております。それで、評価はマルとしております。2つ目が各種費用の積算内容が妥当であること、これについてもおおよそ施設の管理運営法人の今までのノウハウを考えた上で計算してございますので、これも評価はマルとしてございます。

それから、基準の5つ目、町長等が施設の性質上または目的に応じて定める基準として、危機管理体制が確立されており、緊急時における迅速、適切な対応が期待できることとして設定してございます。これについても申請内容から、十分対応できる団体であるとして評価はマルとしてございます。

議案のほうにお戻りいただきまして、それでは指定の内容について説明いたします。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町高齢者複合施設（高齢者住宅部門）。

2、指定管理者となる団体、（1）、法人（団体）住所、古平町大字歌棄町244番地。（2）、法人名、社会福祉法人古平福祉会。（3）、代表者職氏名、理事長、木村輔宏。

3、指定の期間、平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 指定管理者ということでお伺いしたいのですけれども、今回の場合はちょっと特殊というか、この後に出てくる荷さばきの関係もあるのですけれども、例えば建てることから特種的にお互いに利用し合えるかという原点の中でやってきた事業だと思えるのですけれども、一般的に指定管理者、今まで温泉だとか旅行村だとか、ああいうときに指定管理の場合に一般的には募集した。だけれども、今回はこういう特殊なもので、募集しないということで我々議会もそれは了承できるのですけれども、ただ、今までほかの指定管理の場合に競合したり、例えば旅行村とパークゴルフ場なんかは結局両方を兼ねるという場合には1者しか出なかったというようなこともあったりしましたけれども、今まで例えば温泉でいうとポイントで決めていたという部分がありましたよね、5点満点の何点とかと。特殊だからなのか、ちょっとわからないのですけれども、こういう場合には例えば5点満点の5だとか4だとかと、そういうふうに一般的に指定管理の形で追っていくのがどうなのかなと思うのです。ということは、マルだとかバツェンだとか、バツェンあればもうだめなのでしょうけれども、これが本当に100%、マルということは5点満点でいうとオール5

点なのだろうか、そういうようなことも抱かれるので、その辺どういうふうに、統一して考えるべきなのか、それともそれぞれの事案によって指針があるかどうかわかりませんが、その辺がどういう形で指定管理の今回の場合のマルとか、点数でないというような決め方したのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 議員おっしゃられるのは、過去温泉だとか旅行村だとかの場合には点数によってその業者を評価していたということで、確かにそういうふうにしております。あと、同時に同じ時期に指定管理しております古平町社会福祉協議会のほうに対する地域福祉センターのデイサービス等に対する事業運営の指定管理については、今回同様マルかバツということで評価してございます。従前から、申請者が複数名の場合には点数をもって評価し、どちらが優位かという決め方をしておりました。それ以外、1社、1団体の場合については、それが適当であるか、適当でないかということでマルかバツでの評価をしておりました。これまでもそういう評価の仕方をしております。今回も同様の例でマルかバツで評価をしております。

○6番（高野俊和君） それに関して別に問題はないと思うのですが、全く意見ないのですが、管理人の配置のところ、古平町の支払い分が240万円とあるのですが、先週町内の回覧に選定委員会が2月にあると、これから選考するのでしょうか、管理人の部分というのは、運営そのものは福祉会に任せるわけですから、管理人の部分は福祉会のほうで選定するものなのか、古平町が支払うものなので、古平町のほうが選定をして決めるものなのか、その辺はどうなのでしょう。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 管理人については、指定管理の条件の中に管理人を配置してくださいという指定管理の仕方をしておりますので、それに係る経費については町で負担しますが、その者を決めるのは指定管理を受ける予定の古平福祉会のほうで者を探してもらう予定になっております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第4号 古平町高齢者複合施設（高齢者住宅部門）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで木村議員の除斥を解きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

(7番 木村輔宏着席)

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第5号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第5号 古平町水産物流通荷さばき施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長（村上 豊君） ただいま上程されました議案第5号 古平町水産物流通荷さばき施設の指定管理者の指定についての提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、先ほどの古平町高齢者複合施設と同様に、公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例第2条ただし書きに基づきまして、公募によらず指定管理者の候補者として1月17日付で東しゃこたん漁業協同組合を指定して、指定申請の提出を求めた次第でございます。非公募とした理由でございますけれども、複合施設同様でございます。

それでは、説明資料2ページをお開きください。複合施設と同様に指定管理者選定委員会を2月10日に、副町長を委員長として庁内課長職4名の委員で構成する指定管理者選定委員会を開催し、意見を求めました結果、説明資料5の候補者選定結果のとおり、指定管理者として適当であるとの意見を得たことから、東しゃこたん漁業協同組合を地方自治法第244条の規定により次のとおり指定管理者を指定したいので、第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

それで、審査項目でございますけれども、別表、右のほうなのですけれども、高齢者複合施設と同様の審査を行って、そのような形で行いました。

指定管理者の選定委員会における候補者選定結果でございますけれども、指定管理者候補者の住所、氏名、古平町水産物流通荷さばき施設、住所、古平郡古平町大字入船町14番地、氏名、東しゃこたん漁業協同組合代表理事、杉山賢。

申請期間ですけれども、平成26年1月17日から26年2月7日ということになっておりまして、2月4日付で申請を受けております。

選定委員会ですけれども、先ほどご説明したとおりでございます。

審査方法ですけれども、先ほどの複合施設と同様の審査を行っております。

候補者選定結果でございますけれども、候補者として適当であると評価しております。評価表の結果、先ほどご説明した複合施設と同様の審査方法で行っております。

それでは、地方自治法第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町水産物流通荷さばき施

設。

指定管理者となる団体、（１）、法人の住所、古平郡古平町大字入船町14番地。（２）、法人名、東しゃこたん漁業協同組合。（３）、代表者職氏名、代表理事、杉山賢。

指定期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。

以上、提案理由のご説明を終わります。ご審議の上、決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、この際討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） なしと認めます。

そのように取り計らいます。

これから議案第5号 古平町水産物流通荷さばき施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第2回古平町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時37分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員